

令和6年度住民税非課税世帯の皆様へ

令和6年度和歌山市物価高騰重点支援給付金のご案内 (住民税非課税世帯(こども加算分含む))

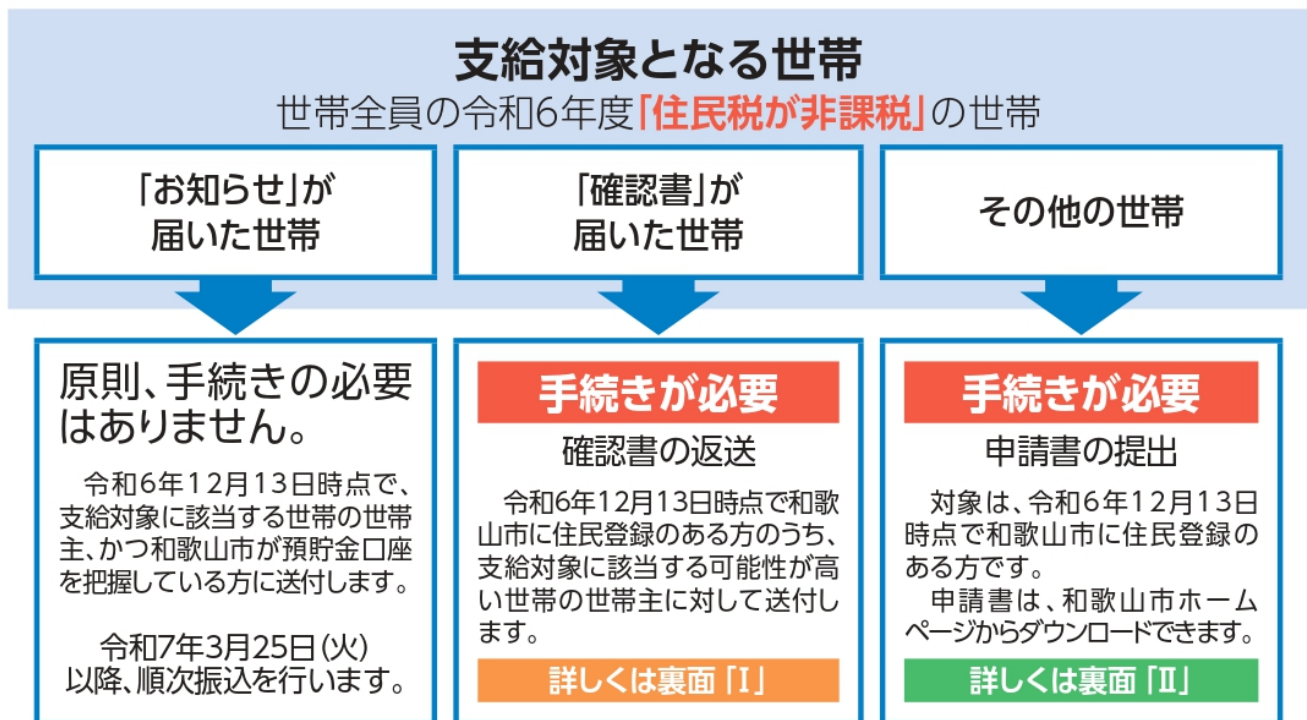
●基準日(令和6年12月13日)時点で、和歌山市に住民登録があり、次に該当する場合、給付金を支給します。

支給対象	支給額
① <u>令和6年度</u> 「住民税非課税者」のみで構成される世帯	1世帯当たり 3万円
② 上記世帯で扶養されている18歳以下の児童 (18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童)	1人当たり 2万円

※次に該当する場合、この給付金の**対象外**です。

- ・他市区町村で本給付金と同様の給付金を受給した世帯又は当該世帯の世帯主を含む世帯
- ・住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯(事業専従者等含む。)
- ・租税条約により令和6年度の住民税が免除されている者がいる世帯

支給対象と申請の有無



支給手続きの詳細については、裏面をご確認ください。

給付金支給の手続き

I 確認書が届く世帯(令和6年12月13日時点で対象と思われる世帯)

対象と思われる世帯には、和歌山市から給付内容や確認事項が印刷された**確認書**が届きます。

内容を確認し、必要事項を記入の上、下記事務局へ提出してください。

II 申請書の提出が必要な世帯

次のいずれかに該当する場合、給付金を受け取るには、**申請**が必要です。

- ①令和6年度の住民税について、未申告の方がいる場合
 - ②令和6年1月2日以降に転入された方がいる場合
 - ③令和6年12月14日以降に生まれた児童がいる場合(こども加算分のみ)
 - ④別世帯において、扶養している児童がいる場合(こども加算分のみ)
- ※対象になると考えられるが、書類が届いていない方は、事務局へお問い合わせください。

確認事項

- 1 令和6年度の住民税が非課税の世帯であること。
- 2 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯ではないこと。
- 3 世帯の中に令和6年度の住民税が未申告の方がいないこと。
- 4 世帯内で扶養されている18歳以下の児童であること。(こども加算分のみ)

配偶者やその他親族等からの暴力等を理由に避難している方へ

現在、お住まいの住所地に住民登録することができない方でも、住民票上の世帯とは別世帯とみなし、給付金を受給できる可能性があります。詳しくは、和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局までお問い合わせください。

給付金支給の時期

提出書類の審査完了後、順次支給します。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!!!

和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局(郵送・持参先窓口)

住 所 〒640-8154 和歌山市六番丁19 株式会社フジ田産業六番丁ビル1階

電話番号 073-499-5184 受付時間：平日8：30～17：15(土日祝日を除く)

和歌山市物価高騰重点支援給付金コールセンター

☎0120-969-861 受付時間：平日8：30～17：15(土日祝日を除く)